

新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！
～新規創業者は2つの事業に併願・併用が可能です！～

～令和元年度『起業チャレンジ応援事業』『ふるさと起業家応援事業』募集のお知らせ～

概要

◆ 起業チャレンジ応援事業とは？

- ★新潟県内で新たに起業する方に、起業に必要な経費の一部を助成する事業です。
- ★幅広い業種の起業・創業に活用され、多くの起業家が巣立っています。

◆ ふるさと起業家応援事業とは？

- ★新潟県内で新たに起業する方、もしくは創業間もない起業家で新分野に事業展開する方に、ふるさと納税のスキームにより得られた寄附金等を原資に、必要経費を助成する事業です。
- ★専用サイトで寄附金を募る事で、自社の事業内容の周知・PR も行う事が可能です。

**※これから開業する方は、「起業チャレンジ応援事業」と「ふるさと起業家応援事業」の併願、併用（2事業とも採択になった場合）が可能です。
 ただし、地域課題解決枠との併願をする事は出来ません。**

■ 応募対象者

- 起業チャレンジ応援事業、ふるさと起業家応援事業
 計画に基づいて県内に事業所を設置し、交付決定日以降に新たに創業する方。
 - ・個人開業予定者は、「開業届」が未提出の方。法人設立予定者は、法人登記が未了の方。
 - ・起業の『再チャレンジ』も積極的に支援。（起業チャレンジ応援事業のみ対象です。詳細については募集案内をご覧ください）
- ふるさと起業家応援事業のみ対象
 - ・決算を5期終えていない中小企業者等（個人事業主を含む）で新分野に事業展開を行う方。

■ 助成対象事業

- 1 助成事業の実施期間内に事業の立ち上げに至る事業
- 2 1年以上の事業継続が見込まれるもの
- 3 3年以上の事業計画を策定するもの
- 4 助成対象外の事業でないもの（対象外事業の詳細については募集案内をご覧ください）

■ 助成事業の実施期間

交付決定日から令和2年2月20日まで

■ 助成金の交付条件

- 起業チャレンジ応援事業
 1. 一般枠
 創業に必要な経費（下限額は50万円）について、助成率1/2以内、100万円を上限に精算払にて助成します。
 ただし、2人（3親等内の親族以外で、雇用保険の一般保険者。但し、商店街に事業所を設置する場合、買い物環境の改善が図られる事業の場合は1人）以上の新規雇用を伴う場合で、必要な経費が200万円を超える場合は、上限額を300万円とします。

		対象経費	
		50～200万円	200万円超～
助成金	申請者以外に2人以上の新規雇用を伴う場合	上限額 100万円 助成率 1/2 以内	上限額 300万円 助成率 1/2 以内
	上記以外の場合		

2.地域課題解決枠

一般枠の対象要件を満たし、かつ下記のいずれかの事業により起業する者

- ・「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、県が指定した地域資源を活用する事業
- ・起業者を支援する事業(起業者の交流の場の運営など)

	対象経費(50万円～)
助成金	上限額200万円(雇用の有無に関わらない) (助成率1/2以内)

○ふるさと起業家応援事業

ふるさと納税のスキームより得られた各申請者に対する寄附金等を原資に助成を行います。

【①寄附金をもとにした助成金】

新規事業の立ち上げに必要な経費について100万円を上限に助成します。(助成率10/10以内)

【②上乗せ分の助成金】

必要経費が100万円を超える場合は、さらに上記①と同額を上限に上乗せ助成します。(助成率1/2以内)

※①、②ともふるさと納税の寄附金を原資に助成を行う事業です。寄附金の集まり具合によっては、助成金が少額となる場合があります。

■助成対象経費 ※下記の内、助成事業の実施期間に契約、取得、支払いが完了した経費が対象となります。

○起業チャレンジ応援事業

事業拠点開設費:事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費(新築費は対象外)、事業用車両購入費(3、5ナンバーは対象外)、法人登記費用、消耗品費
事業促進費:人件費(本人、3親等以内の親族を除く)、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費等

○ふるさと起業家応援事業

【①寄附金をもとにした助成金】

上記、起業チャレンジ応援事業の対象経費に加え、製品の試作開発に係る、原材料費、外注加工費等も対象

【②上乗せ分の助成金】

事業拠点開設費:事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費(新築費は対象外)

■審査方法

○起業チャレンジ応援事業

書面審査により決定(必要に応じて面談を実施)

○ふるさと起業家応援事業

書面審査、web上でのビジネスプランコンテスト、起業家が事業計画を発表するプレゼンテーション審査により決定

■申請方法

○申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「起業チャレンジ応援事業・ふるさと起業家応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、6月28日(金)までに提出してください。

○「起業チャレンジ応援事業」のみの申請の場合は郵送での提出で構いませんが、「ふるさと起業家応援事業」を申請する場合は併願、専願を問わず、原則NICO本部迄お越し頂き、説明を受けて頂いた上で、申請をしてください。

■募集期間

令和元年6月12日(水)～7月5日(金) 17:30 必着

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム 小林
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。